

<論点③> 会計・経営の単位

令和元年8月9日

総務省自治財政局公営企業課

《論点③ 会計・経営の単位》

- 公営企業の特別会計（経理の単位）については、地方公営企業法第2条第1項に掲げる事業ごとの設置が原則とされているが、その事業内容が住民にとっては同種のサービスであり、かつ、相互に補完関係にある事業（※以下「同種の事業」という。）については、これらの事業を通じた総合的な経営判断を行う観点から、経営に係る組織について連携・統合を図ることや、一の特別会計により経理を行うことが合理的と考えられるのではないか。
 - ※ 上水道と簡易水道、公共下水道と集落排水・浄化槽など

- 複数の同種の事業を通じて一の特別会計を設けることとする場合においても、公営企業に求められる独立採算及び受益者負担の原則に鑑み、個々の事業ごとの経営状況を明らかにする観点から、財務諸表の作成に当たって事業ごとのセグメントの設定を求めることとすべきではないか。そのことにより、料金設定についても必ずしも統一料金としないことも可能となるのではないか。

具体的な検討項目

- 同一の地方公共団体において、水道事業と簡易水道事業、複数の種類の下水道事業など、同種の事業を行う場合に、当該同種の事業を通じて一の特別会計によって経理を行うことにより、以下のようなメリットが考えられる。
 - ・ 例えば下水道事業については、地域によって公共下水道や浄化槽などを選択し、汚水処理施設の最適化を図っていくことが求められるが、それぞれのコストの総額がよりの確に把握できるようになることで、最適化の取組に資する。
 - ・ 同一地方公共団体において同種のサービスの料金を統一しようとする場合には、より適切な料金算定が可能になる。
- 今後、簡易水道事業や下水道事業等における公営企業会計の適用の進捗状況を踏まえつつ、同種の事業を行う場合の会計統合をより推進していくことが考えられるか。
- また、会計を統合した場合の財務諸表の作成に当たって、事業等ごとのセグメントの設定をするか否かについては、現行の制度では、各公営企業の判断に委ねられている。定めるセグメントのあり方やセグメント情報として報告すべき内容について整理し、各公営企業に対し制度を示すなど、制度を見直すことも考えられるか。
- 見直しに当たっては、複数の市町村の公営企業を統合し、1つの会計で経営する際にも、例えば地域ごとにセグメントを設けること等により、必ずしも料金統一をしないことについて説明可能になるのではないか。

地方財政法における考え方

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

○地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）

（公営企業）

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

○地方財政法逐条解説

特別会計を設置するに当たっては、公営企業ごとに個別に設けるよう運用すべきである。公営企業について収支の明確化のために特別会計の設置を原則とした本条の趣旨にそうと考えられるからである。もっとも、必要がある場合には二以上の公営企業を通じて一の特別会計を設ける等の弾力的運用を行うこともさしつかえない。なお、この場合においても、できるだけ各企業ごとにその経理が把握できるように区分することが望ましい。

地方公営企業法における考え方

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（特別会計）

第十七条 地方公営企業の經理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

○地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）

（二以上の事業を通ずる特別会計）

第八条の四 地方公共団体は、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合又は水道事業及び法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

○地方公営企業法逐条解説

〔要旨〕

・本条は、①地方公営企業の經理は特別会計を設けて行うこと、②特別会計は一事業一会計を原則とすること、③政令で定める場合に限り二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができること、④二以上の事業を通じて一の特別会計を設ける場合は、条例でその旨定めることを規定。

〔解釈〕

・地方公営企業を経営する目的は、いうまでもなく地域住民の福祉の増進にあるが、その目的を達成するためにも常に企業の経済性を十分に発揮することが要請される。そのためには企業の経営成績と財政状況を常に明確に把握することが必要であり、そのことが可能となるような会計方式を採用することが必要となる。そこで、まずそれぞれの事業ごとにその経営成績及び財政状態を明らかにするため、その經理は、事業ごとに特別会計を設けて行うことが原則とされている。

・しかしながら、事業によっては、その経済活動が他の事業と一体的に行われているものもある。（略）そこで、一事業一会計の原則の例外として、事業の性質の類似している①軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業をあわせて経営する場合、又は②水道事業及び法の規定の全部を適用する簡易水道事業をあわせて経営する場合において、これらの事業が密接な関連の下に経営され、これらの事業の合理的・能率的経営のため必要と認められるときに限り、条例でそれぞれそのあわせて経営する事業を通じて一の特別会計を設けることが可能とされている。

〔運用〕

・二以上の事業を通じて一の特別会計を設けた場合には、予算決算書類は、事業ごとに別に作成する必要はないが、これらの書類の中において、できる限り経営の状況を事業ごとに明らかにしておくことが適当である。

○公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について（平成31年1月25日総財公第10号総務省自治財政局長通知）

1. 適用の推進について

(3) 公営企業会計への移行作業に当たっての留意事項

③ 地方公共団体が、水道事業及び地方公営企業法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合又は二以上の下水道事業を併せて経営する場合には、それら共通目的の事業について総合的な経営状況を把握し、財政マネジメントを行う観点から、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計によって經理を行うことも有効な方策となりうること。

地方公営企業法におけるセグメントに関する取扱い

○地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）

（注記の区分）

第三十五条 会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第七項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たつて併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

（略）

四 セグメント情報に関する注記

（略）

（セグメント情報に関する注記）

第四十条 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下この条において「報告セグメント」という。）に関する事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程（企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもの）で定めるものとする。

○地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年1月27日総務省告示第18号）

第五 セグメント情報に関する注記

一 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する事項であつて、次に掲げる事項とする。

（1）報告セグメントの概要

（2）報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

二 報告セグメントの区分は、企業管理規程で定める。

各事業法における料金に関する規定

○水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三～五（略）

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4～7（略）

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3（略）

○浄化槽法（昭和三十八年法律第四十三号）※浄化槽法の一部改正法（令和元年法律第四十号）による改正後（6月19日公布、一年以内施行）

（料金）

第十二条の十四 市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化槽の使用又は管理について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、次の原則によつて定めなければならない。

一 汚水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取り扱いをするものでないこと。